MiiMo食堂利用規約

（1）施設概要

○ 施設情報

三宅町交流まちづくりセンターMiiMo　MiiMo食堂 （住所：奈良県磯城郡三宅町大字伴堂６８９）

許可：飲食店営業・菓子製造業・アイスクリーム製造業

○ 建物

鉄骨造｜ 竣工2021年 地上３階 キッチン12.6 ㎡

○ 施設営業時間

9:00 - 21:00（館内飲食可・17時以降アルコール提供OK）

○ 施設利用条件

・三宅町交流まちづくりセンターMiiMo（以下、MiiMo）は、「子どもも大人も自分ごととして関わり、みんなができること・やりたいことを積み重ねながら、三宅町の未来を育むまちの拠点」をグランドコンセプトとした施設です。そのため、様々なコトやヒトが利用する場所だということを念頭に置き、利用者同士の協力体制を築きながら、互いに協力してキッチンの利用をお願いしています。

・シェアメンバーの皆さまには、単なる利用者ではなく、主体的に施設の管理運営（施設の清掃や保全管理、魅力向上に関することなど）を行っていただくことを前提としています。

○MiiMo１F図面

（2）利用について

・契約時に各自担当曜日・時間を調整し、運営を行っていただきます。

・休館日は毎週月曜日及び年末年始とします。

・広場を含む施設内は全面禁煙です。屋外に喫煙スペースもありません。

○ 営業について

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料 | （基本料）日中（　９：００～１６：００）：2,000円/回夜間（１６：００～２１：００）：1,000円/回（歩合貸付料）月額売上が３０万円を超える場合、３０万円を超える売上の１０％を加算。【例】１月の利用が日中４回、月額売上が３５万円だった場合基本料：2,000円×４回＝8,000円歩合　：（35万円ー30万円）×１０％＝5,000円合計　：8,000円＋5,000円＝13,000円 |
| 利用時間 | 日中（９：００～１６：００）、夜間（１６：００～２１：００）※準備、仕込み、片付け清掃の時間を含む。 |
| スケジュール | 出店メニューや営業内容（営業日・提供メニュー等）は、少なくとも出店月の前々月末までに事務局に連絡すること。また、予定の変更がある場合は直ちにその旨報告すること。 |
| 保険料 | 自己負担（生産物賠償保険責任保険料として） |
| 用途 | 飲食店営業登録期間１年（更新可・最長２年間）※登録期間の更新に関しては、事前にお伺いします。 |
| 利用条件 | ・シェアメンバーとの連絡調整を十分に行うこと・出店後は、出店日の収支報告を町に対して行うこと・ＭｉｉＭｏ運営委員会への出席（代表者となった場合）・ＭｉｉＭｏ食堂総会への出席・三宅町の農産物を積極的に活用すること・テイクアウトの促進・ＭｉｉＭｏでのイベントへの協力を積極的に行うこと・食品衛生管理者の取得又は取得見込み（登録後１年以内）があること・生産物賠償保険への加入・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の方法を実施すること・MiiMo食堂で販売できる商品は、MiiMo食堂または食品営業許可を得た施設で出店者自身が製造・加工したものに限る。ただし、委託販売等の免許を取得している場合は、その免許の範囲内で第三者が製造した商品も販売することができるものとし、販売物に関する許可証の写しを事務局に提出すること。・貸付期間中は原則として貸付した営業日には出店することを必須とし、やむを得ない事情（災害・体調不良等）を除き、無断キャンセルや直前キャンセル（前日17時以降のキャンセル）は原則禁止とする。なお、キャンセルした場合は三宅町交流まちづくりセンター設置条例第１２条に基づき取り扱うこととする。 |
| 共有設備・備品 | 別紙一覧を参照ただし、香り・色がつく調理機器や備品等その他必要なものについては、各自ご用意ください。 |
| 消耗品 | 各自ご用意ください。ゴミ袋については，１回の営業につき１袋提供します。 |
| 仕込みについて | 当日加熱処理を行うものに関しても、自宅などでも仕込みは一切不可。全ての工程をキッチン内で完結してください。 ※自宅などで保健所の許可を得た調理施設があり、あらかじめ許可証の写しを提出頂いた場合はこの限りではありません。 |
| ゴミについて |  当日の調理で発生したゴミ類は、「燃えるゴミ」「ビン・缶・ペットボトル」に適切に分別してください。 生ゴミについては別途小分けの袋に入れていただいてから、燃えるゴミのゴミ箱に捨ててください。月額基本料金に基本的なゴミ処分費は含めておりますが、ゴミ処分にもお金がかかります。みなさんでゴミを減らす工夫を行っていきましょう。  |
| 清掃について | 利用後はガスコンロ等調理機器や台下冷蔵庫、シンクをはじめキッチン内の清掃を行っていただきます。 |
| 法令の遵守 | 　食品衛生法、奈良県食品衛生法施行規則等、食品衛生法関連法令等を遵守すること。 |
| 広報について | 　ＭｉｉＭｏのWEBサイトやSNS、紙媒体などを通して店舗の広報を行います。取材や撮影についてはご協力ください。 |
| その他 | ・名刺等への施設名記載、ロゴ利用（別途使用ルールあり）が可能です。 ・屋号の自由設定が可能です。 |

（3）シェアメンバー登録について

○ 登録について

登録者以外の第三者にMiiMo食堂の利用権を渡したり、転貸することはできない。 次の場合には管理者の判断で登録の取り消しや利用の停止の措置を取る場合がある。この場合に生じる登録者のいかなる損害に対しても、管理者は一切の責任を負わないとともに、受領した利用料金は返金しない。

・ 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合

・ 利用料の支払いが著しく滞った場合

・ 管理者の許可なくMiiMo食堂以外のMiiMo施設内で作業や催事⾏為をした場合

・ 個人または運営する法人が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けた場合

・ 暴力行為、反社会的行為や活動が認められた場合

・ 建物内に穴を開けるなどの破損行為、強粘着テープ等を貼るなどの汚損行為を行った場合

・ 危険物の持ち込み、または危険物の持ち込みによる人身事故の発生、建物・備品等の破損・汚損・紛失した場合

・ 音、振動、臭気の発⽣により周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合

・ 重大な過失で食中毒を発生させた場合

・ MiiMoの管理運営上、または風紀上支障があると運営者が判断した場合

・ 管理者の注意に従わない、または本規約に違反する場合

○ シェアメンバーとして守っていただきたいこと

・ MiiMo食堂はシェアスペースです。施設・設備の利用については各シェアメンバーと調整・協力し、双方が気持ちよく利用できることを心がけてください。 特に施設・設備の衛生面については、相互に配慮し合ってご利用ください。

　　 ・ 終了時間は厳守すること。

・ 厨房内では清潔な身なりでの調理運営を心がけること。

・ 食材や調味料の搬入・仕入れや、利用可能な備品以外の備品は全て手配すること。

・ 食材等の搬入・搬出等MiiMo食堂への出入りの際は、まちキッチンを通過しないこと。

　 なお、パントリーへの出入りの際は、まちキッチンへの出入りを認めますが、その際もまちキッチンを通過して、フリースペース及びMiiMo食堂に出入りしないこと。

・ MiiMo食堂以外の施設の設備及び備品を無断で使用しないこと。

・ 利用時間内に使用した調理器具・調理設備・食器の洗浄・清掃を行い、利用した備品等は収納場所へ戻すこと。

・ 持ち込んだ備品・調味料は各自保管場所に収まるよう収納すること。それ以外の備品、調味料、食材等はすべて持ち帰ること。

・ 建物又は設備及び備品等の毀損、汚損、紛失等が発生した場合、または第三者に損害を与えた場合は、速やかに申し出ること。

・ 広場を含む施設内は全て禁煙。

・ 災害や事故の際は来館者の安全確保に協力すること。日頃から事故等の予防に努め、避難誘導方法、消火器の位置等を確認すること。

・ 独自の掲示物の設置や案内状の配布の場合は、MiiMo全体の統⼀感を図るため、事前に運営者の承認を得ること。また、掲示物に関しては内容を調整する場合がある。

・ 食品以外の販売の販売は行わないこと。

○ 責任について

・ MiiMo食堂の利用により発生した登録者の過失によるトラブル、怪我、備品・物品（貴重品含む）等の盗難・紛失等に関して運営者は一切の責任を負いかねます。

・ 天災地変、関係各省庁からの指導など、管理者の責任でない理由により、キッチン及び当施設の利用が中止された場合の損害については一切の責任を負いません。

・ 登録者が本規約に違反したことにより管理者が損害を被った場合、その損害について登録者に全額賠償請求します。

・ 施設全体の営業停止など、管理者の責任により登録者が損害を被り、損害賠償を請求した場合は、その月の基本料金を限度として賠償します。ただし、損害の内、営業保証金の支払いなどはできません。

三宅町交流まちづくりセンター長　　様

　この度、MiiMo食堂シェアメンバー登録につき、上記の事項を遵守いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印